

# ごみ分別一覧表

## R6.4.1以降適用

種類	収集日	対象となるごみ	注意事項						
生ごみ	月・木	○ 台所から出る残飯や調理くずなど（食品から出た骨、卵の殻、貝殻、蟹の甲羅などの硬いものであっても対象）	○ 指定袋の中には生ごみ以外のもの（ビニールなど）は絶対に入れない。 ○ 必ず留寿都村の生ごみの指定袋に入れて、ごみステーションの中のバケツに入れる。						
燃やせるごみ	火	○ 紙類（ミックスペーパーや紙製容器包装などの資源ごみの対象は除く）、布類、木竹類など ○ 衛生ごみ（紙おむつ、衛生用品など）	○ 必ず留寿都村の燃やせるごみの指定袋に入れて、ごみステーションに入れる。 ○ 衛生ごみを大量に出す場合は、衛生ごみだけをそのまま指定袋に入れ、少量の場合は、半透明又は黒色のポリ袋に入れてから他の燃やせるごみと一緒に指定袋に入れる。						
燃やせないごみ	第2・4水	○ プラスチック製品、金属製品、ガラスびん（いずれも資源物を除く）、陶磁器、ゴム製品など（家庭で使用するラップ、使用済みのカセットガスボンベ・スプレー缶、LED管、LED灯なども対象）	○ 必ず留寿都村の燃やせないごみの指定袋に入れて、ごみステーションに入れる。 ○ カセットガスボンベ、スプレー缶は使い切った後、穴をあけてガスを抜いてから指定袋に入れる。 ○ 刃物や割れたガラスなどは大変危険なので、新聞紙などに包むなどして、指定袋にマジックなどで大きい文字で「ガラス」と表示する。						
粗大ごみ	第3水	○ 燃やせるごみ袋又は燃やせないごみ袋に入らない大型のごみで、家具類、自転車、ストーブ、ふとん、ベッドなど	○ 収集日の前の週の金曜日までに住民福祉課へ申込みする。 ○ 住民福祉課窓口やごみ処理券の取扱店舗でごみ処理券を購入する。						
缶・びん・ペットボトル	金	<table border="1"> <tr> <td>缶</td> <td>○ 飲料用（アルミ・スチール）・缶詰・その他の缶など</td> </tr> <tr> <td>びん</td> <td>○ 飲料用・酒類・調味料用・化粧品のびんなど</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>○ 飲料用・酒類用・調味料用の容器など  ←このマークが目印</td> </tr> </table>	缶	○ 飲料用（アルミ・スチール）・缶詰・その他の缶など	びん	○ 飲料用・酒類・調味料用・化粧品のびんなど	ペットボトル	○ 飲料用・酒類用・調味料用の容器など  ←このマークが目印	○ 缶・びん・ペットボトルは、まとめて半透明又は透明な袋に入れる。 ○ 中身は完全に取り除き、洗浄する。 ○ 耐熱ガラス（食器ガラス、ガラスポット、哺乳瓶など）、乳白色ガラスなどは燃やせないごみとして分別する。 ○ ペットボトルのキャップとラベルは取り外し、プラスチック製容器包装として分別する。
缶	○ 飲料用（アルミ・スチール）・缶詰・その他の缶など								
びん	○ 飲料用・酒類・調味料用・化粧品のびんなど								
ペットボトル	○ 飲料用・酒類用・調味料用の容器など  ←このマークが目印								
プラスチック製容器包装		○ プラマークの表記があるもので、コンビニ弁当の容器、豆腐のパック、洗剤やシャンプーのボトル、カップ麺の容器、マヨネーズのチューブ、お菓子の袋、ペットボトルのふた及びラベルなど  ←このマークが目印	○ 半透明又は透明な袋に入れる。 ○ 食品や汚物などを洗浄してプラスチック容器包装以外のものを取り除く。						
発泡スチロール		○ 魚箱・家電などの梱包に使用されている発泡スチロールなど	○ 汚れているものは洗浄し、縛る。（汚れが取れない場合は、燃やせないごみとして分別する）						
新聞・雑誌・ダンボール	土	○ 新聞（チラシを含む）、書籍、雑誌、ダンボール	○ 汚れているものは、燃やせるごみとして出す。 ○ 「新聞・チラシ類」「雑誌」「ダンボール」の3種類に分け、それぞれを片手で軽く持ち上がる程度にまとめ、ひもで十字に縛る。 ○ ダンボールは箱のままではなく、必ず開いてから縛る。						
ペーパーパルス		○ 封筒（茶色のものは除く）、はがき、名刺、領収書、レシート、ファックス用紙、コピー用紙、ダイレクトメール、写真、のし袋、折り紙、ノート、紙袋、画用紙、たばこの空箱（外のビニールは外す）など	○ 白地の紙袋又はミックスペーパー専用袋（役場で無料配布している）に入れる。 ○ 汚れているものは、燃やせるごみとして分別する。						

種類	収集日	対象となるごみ	注意事項
紙パック	土	○ 牛乳やジュースなどの紙パックなど（ <u>内側が銀色ではないもの</u> ）	○ <b>洗浄し、切り開き縛る。</b>
紙製容器包装		○ お菓子の箱、ティッシュペーパーの箱、紙製のカップメンのフタ・容器など  ←このマークが目印	○ 食べ残しや油などで汚れている場合は、軽く水洗いをしてよく乾かす。 <b>汚れを落とせない場合は、燃やせるごみ</b> に出す。 ○ <b>半透明又は透明な袋に入れる。</b>
有害ごみ	第1土	○ 乾電池（マンガン電池、アルカリ電池、水銀電池、リチウム電池）蛍光管、水銀体温計	○ 蛍光灯・水銀体温計は、半透明又は透明な袋入れ、マジックなどで大きく <b>有害ごみ</b> と表示する。 ○ <b>乾電池は、ごみステーションに設置してある乾電池回収箱に入れる。ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池は役場や公民館などに設置してある回収ボックスに入れる。</b>
<u>以下のごみについては、役場と公民館に設置している専用の回収ボックスで回収しています。</u>			
使用済み食用油	役場・公民館の開庁・開館日	○ 使用済みのサラダ油など	○ <b>使用済みのサラダ油などを、油が入っていた空容器や空のペットボトルに移し替えて出す。</b> （牛乳パックは油がしみこむので使用しない） ○ 役場、公民館に設置している専用の回収ボックスに入れる。（ <b>各地区のごみステーションには出さない</b> ）
使用済み小型電子機器等（小型家電）		○ 電気や電池で動く製品（電話機、FAX、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー、プリンター、電子書籍端末、電動ミシン、電動工具、電卓、体重計、炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、電気掃除機、電気ストーブ、ヘアドライヤー、電気かみそり、蛍光灯器具その他の電気照明器具（蛍光管、電球を除く）、電子時計及び電気時計、電子楽器及び電気楽器、ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具、小型家電の付属品（ACアダプター、ケーブル等）など）	○ 携帯電話・ゲーム機などに含まれるデータやメモリーなどの個人情報、消去してから専用の回収ボックスに入れる。 ○ 以下のものは <b>小型家電として回収しない。</b> <b>テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、モバイルバッテリー、電子タバコ、インク、トナーカートリッジ、小型家電内の液体、ウォッシュレットの便座等の不衛生な機器類、事業所から排出される小型家電</b>
使用済み小型充電式電池		○ <u>モバイルバッテリー（分解しないこと）</u> 、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	○ 役場、公民館に設置している専用の回収ボックスに入れる。（ <b>各地区のごみステーションには出さない</b> ） ○ モバイルバッテリー、加熱式タバコなどの <b>リチウムイオン電池を含む電子機器が、燃やせないごみやプラスチック製容器包装などに混入し、破碎処理施設などで発火トラブルが発生していることから、リチウムイオン電池等は絶対に他のごみに混ぜない。</b> ○ 以下のものは <b>使用済み小型充電式電池として回収しない。</b> <b>鉛蓄電池、リチウム一次電池、乾電池、コイン電池、ボタン電池、大型の鉛バッテリー、アルカリ蓄電池、破損した電池パックや解体された電池パック、電池パックから取り外された電池、水にぬれた電池パック</b>